

口座認証等に関する規定（OKI Pay、銀行 Pay「TOYOTA Wallet」）

1 認証手続きについて

「OKI Pay」取引（OKI Pay 利用規約の定めによります）または「銀行 Pay」取引（トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供・運営する所定のアプリケーションサービス「TOYOTA Wallet」を通じて当行に開設された利用者名義の普通預金口座からの銀行口座即時引落により支払うサービスをいいます。以下同じです。）を行う場合、利用者名義の口座との連携を許可するときには、本規定に同意いただいた上で、利用者の口座情報（お取引店、口座番号および暗証番号）を入力する方法により認証手続きを行ってください。

なお、当該認証手続きを行った後、90 日間、「OKI Pay」または「銀行 Pay」の利用がなかった場合に、再度これらのアプリケーションを利用する際には、再び認証手続きが必要となります。その他、システム上のエラーやお客さまの利用端末の状態等により再び認証手続きが必要となる場合があります。

2 myCoin の付与、キャッシュバックについて（OKI Pay 利用規約の定めによります）

(1) 当行は、以下各号の規定に従い、お客さまに対してその 銀行 Pay 取引利用代金の金額に応じ、銀行 Pay 取引利用に対する特典（以下「利用特典」といいます。）として、Wallet+アプリの myCoin 付与または指定引落口座へのキャッシュバックのいずれかのうち、お客さまが選択したものを行います。お客さまによる選択がない場合には、キャッシュバックを行います。当行は本サービスの内容を予告なく変更することができるものとします。変更が行われた場合、お客さまには変更後の内容が適用されます。

(2) myCoin 付与

① ポイントバック額

銀行 Pay 取引ご利用 200 円（税込）ごとに 1myCoin（小数点以下切り捨て）を付与します。

② ポイントバックを選択できるお客さま

Wallet+アプリを利用されているお客さまのみ、myCoin付与によるポイントバックを選択できます。

（Wallet+メイン口座と引落指定口座が同じであることが条件）

③ ポイントバックサイクル

毎月15日（ただし、当行の休業日の場合は、その翌銀行営業日）に前月 1 日から前月末日までの銀行 Pay 取引ご利用分に対して付与します。

④ 口座情報の提供

myCoin 付与を行う場合、Wallet+運営会社である iBank マーケティング株式会社へ本サービスの付与対象となるお客さまの口座情報（店番、口座番号）を提供いたします。提供する口座情報は myCoin 付与に係る処理にのみ利用し、それ以外の目的には一切利用いたしません。

(3) キャッシュバック

① キャッシュバック額

銀行 Pay 取引ご利用額の 0.5%（小数点以下は切り捨て）をキャッシュバックします。

- ② キャッシュバックを選択できるお客さま
すべてのお客さまが選択できます。

- ③ キャッシュバックサイクル
毎月 1 回のサイクルで、毎月 15 日（ただし、当行の休業日の場合は、その翌銀行営業日）に前月 1 日から前月末日までの銀行 Pay 取引ご利用額に応じたキャッシュバック額を、引落指定口座に入金します。

- ④ キャッシュバック明細
キャッシュバック明細は、当行の提供する「おきぎん Smart」アプリ内にて確認ができるものとします。

(4) キャッシュバック入金対象外となる場合

- ① ポイントバック、キャッシュバックは、以下の条件に該当する場合、対象外となります。
 - ・払込票決済機能を利用したお支払い（税金/公共料金/ショッピング代金などの請求書・払込票）
 - ・OKI Pay 利用特典付与時において、引落指定口座の解約、その他引落指定口座の口座取引状況により、入金できない場合。
 - ・OKI Pay 取引が取消された場合、又は当行が不正な利用による取引等と判断した場合。
- ② 既に OKI Pay 利用特典付与が行われていた場合は、以下の方法で過剰に支払われた myCoin 付与、キャッシュバック額を返還していただきます。
 - ・翌月の myCoin 付与、キャッシュバック額から差し引く方法。
 - ・引落指定口座からの引き落とし
 - ・その他相当な方法

(5) 特典の受け取り変更

- ① 当行の提供する「おきぎん Smart」アプリ内にて、利用特典の受取方法を変更出来るものとします。
- ② 「おきぎん Smart」アプリにて受取方法特典の変更を行うことができるのは、「おきぎん Smart」アプリに、銀行 Pay に登録している引落指定口座が登録されている場合に限りです。

3 OKI Pay 利用特典の過剰付与または過小付与の場合の取扱い

前条の規定にかかわらず、当行が必要と判断した場合には、あらかじめ利用者への通知を行うことなく、以下を行えるものとします。

- ① 何らかの事象により利用特典の過剰付与が確認された場合、利用者の預金払戻請求権等の弁済期が到来しているかを問わず、当行の判断にて、以下のいずれかの方法により、対等額にて相殺されるものとします。

- ・翌月以降の利用特典から差し引く方法
 - ・引落指定口座からの引き落とし
 - ・その他相当な方法
- ② 何らかの事象により利用特典の付与額が不足していた場合、利用特典付与日にかかわらず不足分の追加付与を行う。

以上

(2025 年 10 月 24 日現在)